

厚生労働省検討会報告書「新しい社会的養育ビジョン」について

平成 28 年の改正児童福祉法を背景に、平成 28 年 7 月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会（奥山眞紀子座長）」が設置され、1 年の検討を経て、平成 29 年 8 月 2 日に「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられ、同日に厚生労働大臣に提出されました。

同ビジョンの実現に向けた工程では、家庭養育を原則とするため、就学前の子どもは原則として新規措置入所を停止すること、ケアニーズが高く施設等における十分なケアが不可欠な場合であっても入所期間に制限を設けること等が明記されています。しかしながら、新しい社会的養育ビジョンにおいて、これまで児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等が担ってきた日々の実践が、どのように評価され、どのような形で継承されるのかについて、明確に示されていないため、今回のビジョンの受け止め方には、これまで児童養護施設等を運営してきた社会福祉法人関係者に誤解や不安を与えかねないと懸念しています。

また、都道府県および市町村における実施体制の再編工程が明確にされていないことから、社会的養育を推進していくために設定された特別養子縁組や里親委託の具体的な達成期間や目標数値、児童養護施設等の高機能化・小規模化の推進に対する予算措置等について、各自治体の実情に応じて実効性が担保された現実的な計画となっているのか、より一層の検討が必要とも考えます。

これまで児童養護施設、乳児院等が培ってきた専門性や先駆性が理解されるとともに、社会的養育が必要とされる子どもたちの最善の利益を中心に据え、引き続き関係機関と十分な協議を重ねていくことが極めて重要であると考えます。

本会としては、関係種別組織と連携しながら必要な対応を図るとともに、新たな情報や動きについて、適宜、情報提供をまいります。

平成 29 年 10 月 6 日

全国社会福祉法人経営者協議会

会 長 磯 彰 格